7東彼教告示第3号

令和7年東彼杵町教育委員会規則第2号

東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月14日

東彼杵町教育委員会

教育長 山口 厚

東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則(平成27年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる相定の改正部分け 下線の部分である

改正後	火の衣に掲ける規定の以上部欠	がは、下豚の部分である。				
第2条 設置するスクールバスの名称及び運行の対象は、次のとおりとする。 名称 運行の用に供する学校名 手綿小学校スクールバス 東彼杵町立千綿小学校 彼杵小学校スクールバス 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立彼杵小学校	改正後			改正前		
る。 名称 運行の用に供する学校名 千綿小学校スクールバス 東彼杵町立千綿小学校 彼杵小学校スクールバス 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立東彼杵町立東彼杵中学校						
名称 運行の用に供する学校名 千綿小学校スクールバス 東彼杵町立千綿小学校 彼杵小学校スクールバス 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵町立東彼杵中学校		名称及び運行の対象は、次のとおり	とす)名称及び運行の対象は、次のとおりと	
使杵小学校スクールバス 東彼杵町立彼杵小学校 東彼杵中学校スクールバス 東彼杵町立東彼杵中学校		運行の用に供する学校名			運行の用に供する学校名	
	千綿小学校スクールバス	東彼杵町立千綿小学校	ı	彼杵小学校スクールバス	東彼杵町立彼杵小学校	
古佛状中学校 7 A、 《 7 A、 本佛状 中学校	彼杵小学校スクールバス	東彼杵町立彼杵小学校	ı	東彼杵中学校スクールバス	東彼杵町立東彼杵中学校	
東仮杆中字校スクールバス 東仮杆可立東仮杆中字校	東彼杵中学校スクールバス	東彼杵町立東彼杵中学校	ı			
(対象範囲)						

(対象範囲)

第6条 スクールバスを使用して通学する範囲は、次のとおりとする。

対象学校	対象地区				
千綿小学校	太ノ浦、八反田、西宿、東宿、瀬戸、駄地の一部、 平似田の一部、中岳、遠目、蕪、木場、里、一ツ石				

(対象範囲)

第6条 スクールバスを使用して通学する範囲は、次のとおりとする。

対象学校	対象地区			
彼杵小学校	小音琴、浦、大音琴、口木田、赤木、上杉、山田、			
	樋口、川内、飯盛、法音寺、菅無田、坂本、中尾、			
	太ノ原、太ノ浦、遠目			

彼杵小学校	小音琴、浦、大音琴、口木田、赤木、上杉、山田、	東彼杵中学校	赤木、上杉、山田、樋口、川内、飯盛、法音寺、
	樋口、川内、飯盛、法音寺、菅無田、坂本、中尾、		菅無田、坂本、中尾、太ノ原、太ノ浦、八反田、
	太ノ原、太ノ浦、遠目		西宿、東宿、瀬戸、駄地、平似田、中岳、遠目、
東彼杵中学校	小音琴、浦、大音琴、口木田、赤木、上杉、山田、		蕪、木場、里、一ツ石
	樋口、川内、飯盛、法音寺、菅無田、坂本、中尾、		
	太ノ原、太ノ浦、八反田、西宿、東宿、瀬戸、		
	駄地、平似田、中岳、遠目、蕪、木場、里、一ツ石		
	1		

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。